

令和3年 第2回定例会

道志村議会会議録

令和3年3月9日 開会

令和3年3月19日 閉会

道志村議会

令和3年第2回道志村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月9日)

○議事日程	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○職務のため議場に出席した者の職氏名	5
○開会の宣告	6
○村長挨拶	6
○開議の宣告	10
○議事日程の報告	10
○諸般の報告	10
○会議録署名議員の指名	13
○会期の決定	13
○一般質問	13
杉 本 孝 正 君	14
佐 藤 徹 君	20

第 2 号 (3月11日)

○議事日程	25
○出席議員	27
○欠席議員	27
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	27
○職務のため議場に出席した者の職氏名	27
○開議の宣告	28
○議事日程の報告	28
○日程の変更	28

○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第25号から議案第29号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	29
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第31号から議案第36号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	34

第 3 号 (3月19日)

○議事日程	39
○出席議員	40
○欠席議員	40
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	41
○職務のため議場に出席した者の職氏名	41
○開議の宣告	42
○諸般の報告	42
○議事日程の報告	42
○議案第2号から議案第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	42
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
○議案第6号から議案第8号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	46
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
○議案第10号及び議案第11号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	49
○議案第13号から議案第15号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	50
○議案第16号から議案第19号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	53
○議案第20号から議案第22号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	56
○議案第23号及び議案第24号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	58
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
○議案第38号から議案第44号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	62
○請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
○日程の追加	71
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	73

○同意第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
○閉会中の継続調査について	7 5
○村長挨拶	7 5
○閉議の宣告	7 6
○閉会の宣告	7 6
○署名議員	7 7

令和3年第2回道志村議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月18日

道志村長 長 田 富 也

記

- 1 日 時 令和3年3月9日(火)
- 2 場 所 水源の郷やまゆりセンターふれあいホール

◎応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

不応招議員（なし）

令和3年第2回道志村議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年3月9日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問
- 第 4 議案第 2号 山梨県東部地域介護認定審査会の共同設置について
- 第 5 議案第 3号 山梨県東部地域障害支援区分認定審査会の共同設置について
- 第 6 議案第 4号 山梨県東部地域行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会の共同設置について
- 第 7 議案第 5号 山梨県東部地域公平委員会共同設置規約の変更について
- 第 8 議案第 6号 道志村情報公開条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 7号 道志村個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 8号 道志村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 9号 道志村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第10号 道志村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第11号 道志村各種委員等報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第12号 道志村福祉交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第13号 道志村すこやか子育て医療費助成金支給条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第14号 道志村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第15号 道志村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第16号 道志村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第17号 道志村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 第20 議案第18号 道志村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第19号 道志村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第20号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第21号 道志村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第22号 道志村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第23号 道志水源の森の設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第24号 道志体験農園施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第25号 道志村福祉センターの指定管理者の指定について
- 第28 議案第26号 道志村福祉交流センターの指定管理者の指定について
- 第29 議案第27号 道志村農林水産物処理加工施設豆腐加工所の指定管理者の指定について
- 第30 議案第28号 道志水源の森の指定管理者の指定について
- 第31 議案第29号 道志の湯の指定管理者の指定について
- 第32 議案第30号 令和2年度道志村一般会計補正予算（第7回）
- 第33 議案第31号 令和2年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第4回）
- 第34 議案第32号 令和2年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4回）
- 第35 議案第33号 令和2年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）
- 第36 議案第34号 令和2年度道志村介護保険特別会計補正予算（第3回）
- 第37 議案第35号 令和2年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）
- 第38 議案第36号 令和2年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
- 第39 議案第37号 令和3年度道志村一般会計予算
- 第40 議案第38号 令和3年度道志村国民健康保険特別会計予算
- 第41 議案第39号 令和3年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算
- 第42 議案第40号 令和3年度道志村簡易水道事業特別会計予算
- 第43 議案第41号 令和3年度道志村介護保険特別会計予算
- 第44 議案第42号 令和3年度道志村介護保険サービス特別会計予算
- 第45 議案第43号 令和3年度道志村浄化槽事業特別会計予算

第46 議案第44号 令和3年度道志村後期高齢者医療特別会計予算

第47 請願第1号 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める請願

第48 発議第1号 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書

出席議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	副村長	長田公明君
総務課長	諏訪本栄君	住民健康課長	佐藤太清君
産業振興課長	佐藤万寿人君	ふるさと振興課長	菅谷克士君
教育課長	山口かおり君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局主幹 諏訪本英樹君

◎開会の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しております。

よって、令和3年第2回道志村議会定例会は成立しましたので、これより開会いたします。

（午前10時00分）

◎報告事項

○議長（出羽和平君） ここで、報告事項を申し上げます。

地方自治法第121条の規定により、本日の会議に、村長及び教育長に対し説明員の出席要求を行いましたのであらかじめ了承願います。

なお、教育長につきましては、本日は欠席の通知がありましたのでご了承願います。

◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、長田村長から挨拶の申出がありましたので、お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和3年第2回道志村議会定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに3月議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年度末の何かとお忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

日頃は村政運営に関しましてご指導、ご鞭撻をいただき、感謝を申し上げる次第でございます。

さて、新型コロナウイルス感染症により世界中が感染防止に取り組んでいるところですが、国内においても緊急事態宣言を発令し、3密の徹底、不要不急の外出の自粛、手指の消毒、うがいの徹底などにより感染防止を行っているところですが、感染が下火になり緊急事態宣言が解除されると、人の移動、会食、気の緩みなどが、第2波、第3波と感染拡大し、社会経済や人々の生活に支障を来しているところです。

国では予防接種ワクチンの確保を行い、2月から医療関係者への接種が始まりました。本

村では、国・県と連携し予防接種体制の構築を行い、ワクチンの供給後は、計画的に万全な体制で接種できるよう努め、一人でも多くの村民に接種していただき、感染防止につなげてまいります。また、今後も情報収集に努め、感染防止に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

さて、国では、経済財政運営と改革の基本方針2020で、現下の情勢下では、政府として新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であることから、新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて、国民の生命、生活、雇用、事業を守り抜く及び新たな日常の実現を掲げ、厳しい財政状況の中、ポストコロナ時代の新しい未来の姿としてウィズコロナの経済戦略、激甚化、頻発化する災害への対応、デジタル化の環境整備、新たな日常が実現される地方創生などに集中的に取り組むとして、現在、国の令和3年度予算案の審議が行われているところですが、106兆6,000億円の過去最大の予算規模となっております。

道志村においても、今までの事業を引き続き推進するとともに、事務事業の見直しを行う中で人口減少対策、減災・防災対策を重点事業にし、村営住宅建設事業、役場庁舎整備事業、県営減災・防災事業、国道の街路灯整備事業などにより、災害に強く安心して暮らせる地域づくりを行います。

そのほか、新型コロナウイルス感染症対策、延期された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会推進事業、景観整備事業経費などに財源の重点的、効率的な配分を行い、人と自然が輝く水郷の郷、住んでみたい村 住んでよかった村の実現及び総合戦略の目的である人口対策などの実現を推進し、村民の安全・安心に配慮した予算編成となっております。

さて、今期定例会にご提出します議案は、条例が19件、事件案が9件、予算案15件の計43件です。

概略を説明いたします。

議案第2号 山梨県東部地域介護認定審査会の共同設置について、議案第3号 山梨県東部地域障害支援区分認定審査会の共同設置について及び議案第4号 山梨県東部地域行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会の共同設置については、山梨県東部広域連合解散後、令和3年4月1日から、都留市、大月市、上野原市、道志村、小菅村及び丹波山村の3市3村で地方自治法第252条の7第1項の規定により共同して審査会を設置するものです。

議案第5号 山梨県東部地域公平委員会共同設置規約の変更について、議案第6号 道志村情報公開条例の一部を改正する条例、議案第7号 道志村個人情報保護条例の一部を改正する条例、議案第8号 道志村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例及び議案第9号

道志村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例は、令和3年4月1日に行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会を3市3村で共同設置されることに伴い、規約、条例の一部を改正するものであります。

議案第10号 道志村職員の勤務時間、休暇などに関する条例の一部を改正する条例は、夏季特別休暇について、県内市町村との雇用条件の均衡を図る観点から休暇日数を改正するものであります。

議案第11号 道志村各種委員等報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例は、消防委員の報酬支給方法を月額支給から年額支給に改正するものであります。

議案第12号 道志村福祉交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例は、道志村福祉交流センターを指定管理制度とするため、条例の一部を改正するものであります。

議案第13号 道志村すこやか子育て医療費助成金支給条例の一部を改正する条例、議案第14号 道志村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例及び議案第15号 道志村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例は、健康保険法施行規則などの一部改正に伴い条例の一部を改正するものであります。

議案第16号 道志村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第17号 道志村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第18号 道志村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第19号 道志村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、3年に一度の介護報酬の改定に併せて行う基準省令などの一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第20号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第21号 道志村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い条例の一部を改正するものであります。

議案第22号 道志村介護保険条例の一部を改正する条例は、第8期道志村介護保険事業計画の策定に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第23号 道志水源の森の設置及び管理条例の一部を改正する条例は、一昨年より新たな指定管理者により管理運営を行い、運営に当たって協議を重ねる中で新たな施設の設置及

び老朽化した諸施設の取壊しを行ったため、条例の一部を改正するものであります。

議案第24号 道志体験農園施設設置及び管理条例の一部を改正する条例は、近隣市町村での類似施設の増加により利用者が減少しているため利用料の減免を行っていたが、利用者の増加が見込めないため利用料の減免を取りやめ、利用料の改定を行うために条例の一部を改正するものであります。

議案第25号 道志村福祉センターの指定管理者の指定について、議案第26号 道志村福祉交流センターの指定管理者の指定について、議案第27号 道志村農林水産物処理加工施設豆腐加工所の指定管理者の指定について、議案第28号 道志水源の森の指定管理者の指定について及び議案第29号 道志の湯の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第30号 令和2年度道志村一般会計補正予算（第7回）につきましては、国の補正予算での事業採択及び事業終了等による歳入歳出の見直しにより、歳入歳出それぞれ5,737万8,000円を減額し、26億341万6,000円とするものです。

議案第32号から議案第36号は令和2年度各特別会計補正予算です。特別会計につきましては、年度末における事業終了等に伴う歳入歳出の見直しによる予算調整となっております。

議案第37号 令和3年度道志村一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を26億8,600万円とする予算で、前年度と比較して5億7,900万円の増額となっております。

議案第38号 令和3年度道志村国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を2億9,326万7,000円とする予算で、前年度と比較して1,272万4,000円の減額となっております。

議案第39号 令和3年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を1億3,187万2,000円とする予算で、前年度と比較して2,252万7,000円の増額となっております。

議案第40号 令和3年度道志村簡易水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を1億259万3,000円とする予算で、前年度と比較して1,172万5,000円の増額となっております。

議案第41号 令和3年度道志村介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を2億650万3,000円とする予算で、前年度と比較して133万6,000円の増額となっております。

議案第42号 令和3年度道志村介護保険サービス特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を50万円とする予算で、前年度と比較して6万円の増額となっております。

議案第43号 令和3年度道志村浄化槽事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を1億2,046万4,000円とする予算で、前年度と比較して152万3,000円の増額となっております。

議案第44号 令和3年度道志村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を4,640万7,000円とする予算で、前年度と比較して558万9,000円の減額となっております。

以上、提出議案内容について概要を申し上げましたが、詳細内容については議案審議で説明させていただきますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

このほか、月夜野野原トンネル開設工事、国道413号危険箇所の改良、河川危険箇所改良、県道都留道志線新トンネルの開設、県営防災減災事業などの県事業についても積極的に働きかけを行ってまいりますので、議員各位のご協力をお願いし、開会に当たってのご挨拶いたします。

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第1号のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（出羽和平君） この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和2年11月、12月、令和3年1月分の例月出納検査についての報告が提出されております。その写しをお手元に配付しておきました。

一般質問について申し上げます。

一般質問は、質問並びに答弁の要旨を分かりやすく簡潔にお願いします。

次に、令和2年第6回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。

議会運営委員長、佐藤喜章君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

〔議会運営委員長 佐藤喜章君 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤喜章君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和2年第6回定例会において議会の運営に関する事項について継続調査を要する旨を議長に申し出、12月11日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月2日午後1時30分より議会事務局室において委員会を招集し、委員4名と議長、職務のために議会事務局長、事務局主幹の出席がありました。

決定された事項は次の3項目です。

1、会期は、本日より3月19日までの11日間とし、配付してある日程表のとおりとすること。

2、一般質問の通告者は2名です。

3、議会運営委員会の閉会中の継続調査を申し出ること。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

○議長（出羽和平君） 次に、総務文教常任委員長、佐藤徹君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 徹君 登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤 徹君） それでは、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和2年第6回定例会において総務文教常任委員会の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月11日の本会議において議決された件についての報告であります。

令和3年2月10日午後1時30分より総務文教常任委員会を招集し、委員4名と議長、職務のため議会局主幹の出席があり、議会災害対応と議会報告会について協議しました。

令和3年2月24日、委員研修会を実施しました。委員9名と説明のため総務係長、職務のため議会事務局の出席があり、道志村危機対応について研修いたしました。

また、今後も継続調査を要することと決定しましたので、所管事務の調査について会議規則の規定により閉会中の継続調査を議長に申し出いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査についての報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（出羽和平君） 建設厚生常任委員長、大田博文君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 大田博文君。

〔建設厚生常任委員長 大田博文君 登壇〕

○建設厚生常任委員長（大田博文君） 建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和2年第6回定例会において建設厚生常任委員会の継続調査を要する旨を議長に申し出、令和2年12月11日の本会議において議決された件についての報告であります。

令和3年2月19日午前10時より中央公民館事務局室にて、建設厚生常任委員会を招集し、委員5名と議長、職務のために事務局主幹の出席があり、以下の項目の諸般の問題について検討いたしました。

提言書の作成、確認、その他について協議を行い、政策提言について情報共有し、また今後の政策提言について意見交換を行いました。

また同日、福祉交流センターゆいのわにて、住民課長の出席の下、説明を受けました。

令和3年3月4日木曜日1時半、中央公民館議会事務局にて建設厚生常任委員会を招集し、委員5名と事務局主幹と産業課長の出席があり、県道都留・道志線狭隘道路検討経緯説明、提言書確認、保育所周辺整備、村道ごみ不法投棄について情報共有、意見交換をいたしました。

以上で、建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告とさせていただきます。

また、閉会后、今後も継続調査を要することと決定いたしましたので、所管事務の調査について会議規則の規定により閉会中の継続調査を議長に申し出いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（出羽和平君） 広報常任委員長、杉本孝正君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

〔広報常任委員長 杉本孝正君 登壇〕

○広報常任委員長（杉本孝正君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和2年第6回定例会において所管事務の調査を要する旨を議長に対し申し出、12月11日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月14日午前9時より議会事務局室において広報委員会を開催いたしました。議長及び議会事務局主幹、委員全員の出席があり、その後18日までの5日間において、どうし議会だより第49号について、レイアウトや掲載する記事の内容について協議、編集を行い、完成することができました。

12月28日印刷が終了し、令和3年1月1日、自治会長により配布していただきました。

3月2日午後3時より議会事務局室において議長、事務局主幹、委員全員にて、どうし議会だより第50号のレイアウトや掲載する内容、日程について協議いたしました。

以上、広報常任委員会の閉会中の継続調査の活動内容でしたので報告とさせていただきます。

また、委員会の閉会中の継続調査の申出につきましては、所管事務の調査について今後も継続調査を要することと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出いたしました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告といたします。

○議長（出羽和平君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（出羽和平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番議員、池谷銀重君及び4番議員、佐藤徹君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（出羽和平君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から19日までの11日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から19日までの11日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（出羽和平君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の通告者は2名です。

◇ 杉 本 孝 正 君

○議長（出羽和平君） それでは、通告1番、7番、杉本孝正君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 7番、杉本孝正君。

〔7番 杉本孝正君 登壇〕

○7番（杉本孝正君） それでは一般質問をさせていただきます。

1問目に、都留・道志防災トンネルの進捗状況と今後の予定について、再度質問させていただきます。

長田村長の当初よりの公約でもあり、当選以来8年にわたり様々な形で県への働きかけ等が実を結んできていると思います。昨年9月定例会において池谷議員の一般質問への答弁の中で、新しいトンネルのルート検討のため概略設計を予定している、また地図上で検討し、都留市側の入り口、トンネルの勾配等を考慮しながら道志入り口はどこが適しているか、早急に現状などを調べたいとお聞きしているところという答弁にあり、都留・道志防災トンネル建設への期待が膨らんできました。

言うまでもなく、全ての村民が切望する事業で、今後の道志村の将来のために最優先すべき事業だと思い、現状と今後の対応について再度お伺います。よろしくお願いします。

〔「議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長 長田富也君。

○村長（長田富也君） 杉本議員さんの質問に対してお答えをさせていただきます。

議員さんのおっしゃるように、再三、これまでも質問を受けておりますので、都留等との協議が出てくるかと思えますけれども、また今までの県との関係の話を確認してごさいます。

県道都留道志線の新しいトンネルの提案につきましては、山梨県で進めておりました現状は、国道20号の代替ルートとしての機能を確保しながら、今、国の規制等の抜本的な解消や、走行安全性の向上が図られるように、トンネルの規模や安全確保の維持、道路勾配などを総合的に勘案し、ルートの検討を進めているところであると聞いております。

今後の予定としては、来年度中に県、都留市、道志村で協議の上、代替ルートを示した上で必要な調査を実施する予定であると聞いております。県のほうの考え方ですけれども、道

志村としましての事業がスムーズに進捗するよう、地元の理解や合意形成などについて積極的に協力していきたいと考えております。

以上でございます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） ありがとうございます。

着実に進んでいるようなので安心しました。

このトンネルは長田村長が日本の未来と感じて公約に盛り込み、長田村長と県知事等の協議がなければなし得ない計画だと思います。引き続き、さらなる努力をお願いします。

また、このトンネルは富士山噴火時や防災トンネルとして、忍野村、山中湖村の避難道路にもなりますので、両村にも協力してもらい、早期実現できますようよろしくをお願いします。

次の質問に移ります。

国道413号線の改良工事の進捗と今後の事業計画について。

9月定例会において、国道413号線の整備計画について、山口議員の一般質問があり、村長より国道の危険箇所の改良については、ほぼ毎年県に要望している、今後も機会を見ながら引き続き要望するという答弁がありました。

国道413号線の改良工事の進捗と今後の事業計画について再び質問させていただきます。具体的に分かりやすくお答えいただきたいと思います。

国道413号線は富士五湖と首都圏を結ぶ重要な幹線道路であり、規定雨量100から130ミリで通行止め、幅員の狭い、危険箇所等多数あり、改良工事が計画されているところが数か所ありますが、その進捗状況をお伺いします。

1つ目としまして、土地交渉はおおむね終了していると思いますが、善之木地区での工事予定をお聞かせください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 国道につきましても事業主体は山梨県ですので、担当部署に問合せをしましたところ、まだ同意をいただいている用地につきましても引き続き交渉をしております。同意をいただいた箇所につきましても、準備ができ次第、工事を発注する予定とのことです。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 土地交渉のできていないところは、今、土地交渉をするということな
んですけれども、土地交渉が済んでいるところは先に工事を始めるという理解でいいですか
ね。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 既に住居を取り壊しているところ、これらはもう既に用地
交渉は終了しております。そこから神奈川方面の箇所には村外の所有者がございまして、コロ
ナの関係でまだ現地での立会いができていない箇所があるということですので、それが済み
次第、用地の交渉ができたところは発注するというお答えをいただいております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） ありがとうございます。

早期に完成できるようよろしくお願いします。

2番目の質問です。

谷相坂で工事を行っていますが、工事途中で止まっているような気がします。今後の予定
はどのようになるのか、それに伴い、保育園入り口の改良工事の計画があるのか含めてお伺
いします。よろしくお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 谷相地区の改良につきましては、まだ現在、用地を交渉中
でございます。

保育所の入り口は谷相の改良工事の範囲ではありませんので、工事の予定はございません
という返答をいただいております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 再質問です。

保育園の入り口の改良工事等の要望は、県のほうに出してありますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 保育所の入り口については、県に要望したことはございません。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 要望していないということなんですけれども、危険箇所でないとの認識で大丈夫なんですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 今まで保育所の入り口については、改良の議論がなされたことがありません。また、要望をいただいてもおりません。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 小さな部分ですが、バスが乗り降りするようなところですので、地域の要望がありましたら速やかに要望していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次の質問ですが、地域の歴代議員により頻繁に話題に上がり、改良案も示され、本村において上位にランクされる危険箇所であります岩瀬の入り口交差点の現状と今後の改良工事の予定をお聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 岩瀬の入り口につきましては、令和2年度において県で詳細設計、3年度に用地測量及び用地交渉を実施し、同意を得られたところで工事に着手をする予定で進めていると回答をいただいております。ただし、国道調査時の測量結果と公図が一致していない箇所があるために、分筆登記に時間を要する可能性があるという答えをいただいております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 着実に進んでいるという理解で、よろしくをお願いします。

4番目で、残土処理場の整備が完了している野原・月夜野区間トンネルの工事が思うように進んでいないように思いますが、今後の予定をお聞かせください。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） トンネル本体の工事に入るためには、段階的に工事を進める必要があります、計画に沿って進めておるところでございます。ただし、大規模な工事であるため様々な課題を解決しながら進めるので、完成までには時間を要することが予想されると、そういうご回答をいただいております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 工事は、月夜野のほうからトンネルを掘るようなことを聞いているんですけども、その掘り出しの時期とかはまだ分からないんですね。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 杉本議員がおっしゃるように、トンネルは低いほうから、月夜野のほうから掘り始めるという、そういう予定と聞いております。

しかし、月夜野側からトンネルを出たところから現在の国道までの間に延長200メートル近い橋梁を設置してから、その橋梁利用してトンネルを掘り始めるということを聞いております。

また、橋梁を仮設するまでに少なくとも2年、3年の時間がかかるだろうという、そういう取決めはいただいております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 橋梁を造るまでに2年、3年ということは、あれですかね、トンネルを掘り出すには4年とか、時期がかかるということですね。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 全ての執行は県がやるということになっておりますので、村側では返答はしかねるところでございます。

以上でございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） ありがとうございます。

次の質問に移ります。

昨年、長田村長の仲介により、山梨県と相模原市の間で国道413号線の強靱化協定が締結されたが、その後の進捗をお聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 県と相模原市は、協定の締結以降、強靱対策や道路の防災・減災対策事業の進捗状況などについて情報共有を行っており、国が立てた防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策などを活用し、引き続き国道413号の強靱化を推進していくと伺っております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） ありがとうございます。

総括的な再質問なんですけれども、さきの山口議員より佐藤議員の一般質問の中で、野原地区から月夜野地区の約2キロ、2キロ区間の街路整備や沿線の防災計画9か所ののり面工事を進めているとあったが、具体的にどこか把握しているか、お聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） のり面工事の危険箇所は、村内各地に散らばっております。月夜野に1か所、それから、大きなところでは山伏峠の山伏キャンプ場の少し神奈川寄りののり面、路肩が荒廃して昨年工事を行った箇所の山側のり面、そのほかにも県道の整備ですけれども、いろいろ工事の、既に山梨県で用地買収をしているのり面の中の工事を実施

すると、そういうふうに聞いております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 山伏峠の両側で道志側と山中湖側で工事を行っているように思うんですけども、その辺はあれなんですよ、通行止めの事業も、その工事が終われば通行止めの部分もバックとかはできるんですか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 山伏峠の一番の危険箇所が道志を越えた山中湖側となっておりますので、道志側のときだけをおっしゃった場合でもまだ雨量を上げるということ、規制雨量を上げるということはありませんと聞いております。道志村側の改良は大分進みますので、あとは山中湖側をやれば、規制雨量を上げることは可能であるというふうには聞いております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） では、山中湖村に要請して早期に改良工事ができるように、よろしくをお願いします。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（出羽和平君） 以上で、通告1番、7番、杉本孝正君の一般質問を終わります。

◇ 佐 藤 徹 君

○議長（出羽和平君） それでは、通告の2番、4番、佐藤徹君の発言を許します。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 4番、佐藤徹君。

[4番 佐藤 徹君 登壇]

○4番（佐藤 徹君） それでは一般質問をさせていただきます。

ペーパーレス化について。

議会では、常任委員会や議会活動でのペーパーレス化に向けて令和3年2月よりタブレッ

トを導入して、現在、操作方法の勉強会を実施しております。議会ではタブレットをもっと活用できるようにしたいと思っておりますが、村当局のペーパーレス化についての考え方を聞かせてください。

村執行部は、議会定例会や臨時会で実施される協議会で使用する資料をペーパーレス化するためにタブレットを導入する考えはありますか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 役場では、現在、職員が使用しているのはパソコンを設置しながら、各課のほうでは職員のほうが業務により共有する等が業務を行っております。

また、職員間で連絡等、また資料の配布等もメールなどを使って送信し、県及び関係機関への書類についても了承し、提出書類等を添付することでペーパーレス化は図ってきております。

議会での資料のペーパーレス化するためのタブレットの導入につきましては、ペーパーレス化とは離れますが、その他のリンクできることを協議する中で、前向きに考えてまいりたいと思います。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） 協議会では、議案書や説明書など、大量の資料と資料をまとめるための労力が必要だと思います。タブレットを導入することで経費や労力が削減されると思いますので、早期導入することをお願いします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

ふるさと納税について。

道志村へのふるさと納税額が役場職員や関係者の努力で、令和元年度は1,600万円以上になりましたが、ふるさと納税増額のための取組について質問します。

令和2年度ふるさと納税額の予想金額と納税額を増やすための返礼品の新規開発状況を教えてください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） お答えします。

令和2年度ふるさと納税は、前年度決算額1,664万4,000円の約3倍に当たります5,000万円を見込んでおります。

また、返礼品については、平成29年度までの5品目から、現在は98品目となっておりますが、令和元年度には特産でありますクレソンやローズポークを追加し、令和2年度では道の駅どうしの商品を充実させたほか、キャンプ場など観光協会の会員施設で利用できる道志村トラベル・ファンチケット、都留市との協議によりまして提供する製品となりました羽毛布団等も取りそろえることができました。

さらに充実させるために、引き続き、広報紙等で返礼品の事業者を募集しているところでございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） ありがとうございます。

大分増えて、非常によろしいと思っています。

議会だより41号「あの一般質問は今…」の記事の欄に、ふるさと納税返礼品の企画を体験型の返礼品を入れていき、納税者に道志村に来ていただき、村のPRにつなげたいと書いてありましたが、体験型を返礼品に入れる検討はありますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） 再質問、体験型の返礼品はどうかということですが、今現在の返礼品で、体験型としてジャンルされているものに、道志川漁協が発行する年間釣り券と、あとは、ビアトレイルという大野さんがやっている会社があるんですけども、そのリバーウォークという川を歩く体験型なんていうものも入っております。あと、先ほども紹介させていただいたトラベル・ファンチケットというのが、去年の12月からスタートしておるんですけども、観光協会の協力の下、それに関しては主にキャンプ場を利用される方が多く申し込んでくれることが予想されておりますので、道志村を訪れるきっかけの一つに今後なっていくことと思います。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） トラベル・ファンチケットですか、配布するというので、キャンプ場の利用者に、もっと返礼品を増やすために、キャンプ場にも、多分ふるさと納税のチラシとか、配布してあるとは思いますが、キャンプ場向け専用のチラシを作成し配布したら、もっと増えるんじゃないかなと思いますが、その辺については、ちょっとお聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） 現在、手作りでございますけれども、観光協会が行ったトラベルファンチケットに関するチラシを手作りで作成しまして、観光協会に配ってくださということで配布しているものと、直接、あと配布しているものが、道の駅どうしと道志の湯、あとはA5、A4サイズの半分のサイズなんですけれども、このチラシを設置している状況でございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） ありがとうございます。

来年度はもっとふるさと納税の事業に期待しております。

もう一つの質問ですが、道志村役場のホームページに、ふるさと納税サイトがありますが、寄附金の使い道のサイトが掲載されていませんが、その使い道に対する掲載をする考えがありますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） 大変分かりづらいところだったかもしれないんですけれども、現在、道志村の公式ホームページの中に、ふるさと納税の運用についてというページを設けてありまして、そこで既に令和元年度に充当された事業を含めて公表されております。これは以前からあるページでございますが、大変分かりづらくなっていると思いますので、ちょっとその見直しもしていきたいかなと思います。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） すみません。いろいろ結構見たつもりだったんですけれども、気がつ

きませんでした。

どこの市町村を見ても、ふるさと納税の返礼品のところとか、使い道とか、いろいろ掲載されていますが、道志村のホームページを見たときに、使い道の何かがちょっと見つからなかったもので、質問させていただきました。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（出羽和平君） 以上で、通告2番、4番、佐藤徹君の一般質問を終わります。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

(午前11時05分)

令和3年第2回道志村議会定例会

議事日程（第2号）

令和3年3月11日（木曜日）午後1時30時開議

- 第 1 議案第 2号 山梨県東部地域介護認定審査会の共同設置について
- 第 2 議案第 3号 山梨県東部地域障害支援区分認定審査会の共同設置について
- 第 3 議案第 4号 山梨県東部地域行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会の共同設置について
- 第 4 議案第 5号 山梨県東部地域公平委員会共同設置規約の変更について
- 第 5 議案第 6号 道志村情報公開条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 7号 道志村個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 8号 道志村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 9号 道志村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第10号 道志村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第11号 道志村各種委員等報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第12号 道志村福祉交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第13号 道志村すこやか子育て医療費助成金支給条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第14号 道志村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第15号 道志村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第16号 道志村指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第17号 道志村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第18号 道志村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第19号 道志村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防

支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 第 19 議案第 20 号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 20 議案第 21 号 道志村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第 21 議案第 22 号 道志村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 22 議案第 23 号 道志水源の森の設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 第 23 議案第 24 号 道志体験農園施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 第 24 議案第 25 号 道志村福祉センターの指定管理者の指定について
- 第 25 議案第 26 号 道志村福祉交流センターの指定管理者の指定について
- 第 26 議案第 27 号 道志村農林水産物処理加工施設豆腐加工所の指定管理者の指定について
- 第 27 議案第 28 号 道志水源の森の指定管理者の指定について
- 第 28 議案第 29 号 道志の湯の指定管理者の指定について
- 第 29 議案第 30 号 令和 2 年度道志村一般会計補正予算（第 7 回）
- 第 30 議案第 31 号 令和 2 年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）
- 第 31 議案第 32 号 令和 2 年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 回）
- 第 32 議案第 33 号 令和 2 年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 回）
- 第 33 議案第 34 号 令和 2 年度道志村介護保険特別会計補正予算（第 3 回）
- 第 34 議案第 35 号 令和 2 年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 回）
- 第 35 議案第 36 号 令和 2 年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）
- 第 36 議案第 37 号 令和 3 年度道志村一般会計予算
- 第 37 議案第 38 号 令和 3 年度道志村国民健康保険特別会計予算
- 第 38 議案第 39 号 令和 3 年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算
- 第 39 議案第 40 号 令和 3 年度道志村簡易水道事業特別会計予算
- 第 40 議案第 41 号 令和 3 年度道志村介護保険特別会計予算
- 第 41 議案第 42 号 令和 3 年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算
- 第 42 議案第 43 号 令和 3 年度道志村浄化槽事業特別会計予算
- 第 43 議案第 44 号 令和 3 年度道志村後期高齢者医療特別会計予算
- 第 44 請願第 1 号 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める請願
- 第 45 発議第 1 号 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書

出席議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	副村長	長田公明君
教育長	佐藤文泰君	総務課長	諏訪本栄君
住民健康課長	佐藤太清君	産業振興課長	佐藤万寿人君
ふるさと振興課長	菅谷克士君	教育課長	山口かおり君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局主幹 諏訪本英樹君

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、令和3年第2回道志村議会定例会第2日目は成立しましたので、これより会議を開きます。

(午後1時30分)

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第2号のとおりです。

◎日程の変更

○議長（出羽和平君） お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第11、議案第12号及び日程第24、議案第25号から日程第35、議案第36号までを先に審議したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第11、議案第12号及び日程第24号、議案第25号から日程第35、議案第36号までを先に審議することに決定しました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第11、議案第12号 道志村福祉交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

村当局より内容の説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第12号 道志村福祉交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

道志村福祉交流センターは、村民の地域福祉の推進と向上を図り、新たな福祉活動の拠点として住民の交流促進と社会福祉の増進に資するため設置しております。昨年12月に施設整

備を完了し、これまで村が管理を行っていたが、令和3年4月から指定管理者制度により管理を行うため、所要の改正を行うものです。

第4条管理、指定管理者が行う。

第5条事業、維持及び管理に関する事業、使用の許可に関する事業を加える。

第6条利用時間及び休館日、指定管理者は特に必要と認めるときは村長に承認を得て使用時間を変更することができる。

第7条使用の許可、指定管理者が行う。

第8条使用の制限、指定管理者が行う。

第9条使用の禁止、指定管理者が行う。

第10条使用料について。

なお、附則で施行期日を令和3年4月から施行すると定めております。

以上が、道志村福祉交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の内容になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第12号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり決定しました。

◎議案第25号から議案第29号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第24、議案第25号 道志村福祉センターの指定管理者の指定につ

いて、日程第25、議案第26号 道志村福祉交流センターの指定管理者の指定について、日程第26、議案第27号 道志村農林水産物処理加工施設豆腐加工所の指定管理者の指定について、日程第27、議案第28号 道志水源の森の指定管理者の指定について、日程第28、議案第29号 道志の湯の指定管理者の指定について、以上の5案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第25号 道志村福祉センターの指定管理者の指定についてご説明いたします。

本施設の指定管理につきましては、令和3年3月31日の期限をもって指定期間が完了となります。このため、新たに本施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第25号 道志村福祉センターの指定管理者の指定について、地方自治法第224条の2第3項及び道志村福祉センターの設置及び管理条例第10条の規定により、公の施設の管理について、次のとおり指定管理者を指定するものです。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、道志村福祉センター。

2、指定管理者となる団体の名称、山梨県大月市大月町真木4660番地、社会福祉法人平成福祉会理事長、相馬秀守。

3、指定期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

提出理由は、指定管理者の指定については地方自治法第224条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を得る必要がある、これがこの案件を提出する理由でございます。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

引き続き、議案第26号 道志村福祉交流センターの指定管理者の指定についてご説明いたします。

令和3年4月1日から新たに指定管理が始まるため、本施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第26号 道志村福祉交流センターの指定管理者の指定について、地方自治法第224条の2第3項及び道志村福祉交流センターの設置及び管理に関する条例第4条の規定により、

公の施設の管理について、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、道志村福祉交流センター。

2、指定管理者となる団体の名称、山梨県南都留郡道志村9334番地、社会福祉法人道志村社会福祉協議会会長、長田富也。

3、指定期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

提出理由は、指定管理者の指定については地方自治法第224条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を得る必要がある、これがこの案件を提出する理由でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第27号、28号、29号は、令和3年4月1日から指定管理期間が新たに始まる公の施設の指定管理者を地方自治法第244条の2第3項及び各公の施設の設置及び管理に関する条例の指定管理に関する規定に基づき指定するものでございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を得る必要があるため、議案を提出いたします。各施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間を読み上げることで説明とさせていただきます。

議案第27号 道志村農林水産物処理加工施設豆腐加工所の指定管理者の指定について。

施設の名称、道志村農林水産物処理加工施設豆腐加工所。

指定管理者となる団体の名称、道志村9745番地、株式会社どうし代表取締役、長田富也。

指定期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

議案第28号 道志水源の森の指定管理者の指定について。

施設の名称、道志水源の森。

指定管理者となる団体の名称、東京都渋谷区代々木2の16の15、代々木フラット401、株式会社スポーツデザイン研究所代表取締役社長、上柿和生。

指定期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

議案第29号 道志の湯の指定管理者の指定について。

施設の名称、道志の湯。

指定管理者となる団体の名称、道志村9745番地、株式会社どうし代表取締役、長田富也。

指定期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

3施設とも、現在指定管理を行っている団体が引き続き指定管理を行うものとなっております。

ます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（出羽和平君） 以上の5案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、5案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号から議案第29号までの5案件を採決いたします。

5案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号から議案第29号の5案件は原案のとおり決定しました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第29、議案第30号 令和2年度道志村一般会計補正予算（第7回）を議題といたします。

村当局より内容の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 議案第30号 令和2年度道志村一般会計補正予算（第7回）について説明いたします。

令和2年度道志村一般会計補正予算（第7回）につきましては、第1条歳入歳出予算で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,737万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,341万6,000円とするものです。

本補正予算は、新型コロナウイルス感染症に伴いオリンピック・パラリンピックの延期、予定した事業等が延期または中止、規模縮小等により、予算執行が計画的にできない状況でした。また、年度末での事業費確定、不用額の減額等により歳入歳出の見直し、国の第3次補正予算対応等を行うものでございます。

主な歳入につきましては、1 款村税は年度末の収入見込みにより101万2,000円の増額、3 款利子割交付金から9 款地方特例交付金は交付額の増により総額で129万9,000円の増額、13 款使用料及び手数料は民生費負担金、総務費使用料、農林水産使用料等1,868万5,000円の減額、14 款国庫支出金は民生費国庫負担金等293万6,000円の減額、15 款県支出金は民生費県負担金、民生費県補助金、農林水産業費補助金、総務費県補助金等の減額、農林施設、水産業施設災害復旧費補助金等の増額により131万1,000円の減額、17 款寄附金は一般寄付金の減額、人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援寄附金の増額により134万9,000円の減額、18 款繰入金は道志村財政調整基金繰入金、道志村観光施設事業基金繰入金等の減額、道志村公共施設整備等事業基金繰入金、道志村役場庁舎建設基金繰入金等の増額により3,248万9,000円の減額、20 款諸収入は雑入延滞金等の増額による259万5,000円の増額、21 款村債は補正予算債、減収補填債等の増額、過疎対策事業債、緊急支援災害防止対策事業債、公共施設等適正管理推進事業債の減額により570万円の減額です。

次に、主な歳出につきましては、1 款議会費は交際費の減額、需用費、委託料の増額、人件費等の不用額74万2,000円の減額です。2 款総務費はオリンピック・パラリンピックの延期、事業終了により事業費の確定による人件費、需用費、委託料、負担金等の不用額4,998万5,000円の減額、3 款民生費は国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の繰出金の減額、介護保険特別会計の繰出金の増額、事業終了により事業費の確定による人件費、需用費、扶助費、負担金等1,337万7,000円の減額、4 款衛生費は国民健康保険診療所特別会計の繰出金の増額、委託料、扶助費等の減額、事業終了により事業費の確定による人件費、需用費等の減額により339万7,000円の減額、6 款農林水産業費は県営事業負担金の増額、森林環境譲与税の（小規模治山）流木発生源対策事業等の減額、事業終了により事業費の確定により人件費、需用費、委託料、工事請負費、負担金等の減額により1,575万円の減額、7 款商工費は観光イベント等の中止により人件費、需用費、負担金等の減額により812万8,000円の減額、8 款土木費は簡易水道事業特別会計繰出金、浄化槽事業特別会計繰出金の減額、事業終了により事業費の確定による委託料、補助金の減額により676万1,000円の減額、9 款消防費は事業終了により事業費の確定による人件費、需用費、負担金補助等の減額により510万5,000円の減額、10 款教育費は学校維持費の増額、事業終了による事業費の確定による人件費、需用費、工事請負費、負担金等の減額により446万2,000円の減額、11 款災害復旧費は林道野原線災害復旧事業費の事業費の確定により1,996万9,000円の増額、13 款諸支出金は人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援寄附金費、役場庁舎建設基金費、道志村森林環境

譲与税基金費積立金の増額により3,036万円の増額、以上が歳入歳出の内容となります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

次に、第2条地方債補正につきましては、災害復旧事業債40万円、補正予算債1,400万円、減税補填債120万円の増額、過疎対策事業債220万円、緊急支援災害防止対策事業債1,420万円、公共施設等適正管理推進事業債450万円の減額により、2億4,435万円を2億3,865万円とするものです。

詳細については、第2表地方債補正のとおりです。

次に、第3条繰越明許費補正につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年に繰越しして使用することができる経費は、1款総務費163万円、6款農林水産業費2,016万円です。

詳細については、第3表繰越明許費のとおりです。

以上が、令和2年度道志村一般会計補正予算（第7回）の内容です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第30号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり決定しました。

◎議案第31号から議案第36号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第30、議案第31号 令和2年度道志村国民健康保険特別会計補正

予算（第4回）、日程第31、議案第32号 令和2年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4回）、日程第32、議案第33号 令和2年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）、日程第33、議案第34号 令和2年度道志村介護保険特別会計補正予算（第3回）、日程第34、議案第35号 令和2年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）、日程第35、議案第36号 令和2年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）の以上6案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第31号 令和2年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第4回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,551万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,131万円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款国民健康保険料42万9,000円の減額、6款県支出金1,365万5,000円の減額、8款繰入金39万4,000円の減額、10款諸収入150万1,000円を減額するものです。

歳出につきましては、1款総務費9万5,000円の減額、2款保険給付費1,319万3,000円の減額、7款諸支出金232万2,000円を減額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

続きまして、議案第32号 令和2年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ255万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,644万4,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款診療収入292万円の減額、3款繰入金45万円を増額するものです。

歳出につきましては、1款総務費207万1,000円の減額、2款医業費47万9,000円を減額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第33号 令和2年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ787万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,065万5,000円とするものです。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、2款使用料及び手数料を50万円減額、5款繰入金を57万9,000円減額、8款村債を680万円減額するものです。

歳出につきましては、1款簡易水道事業費の1項営業費を各水道施設の暖房機器の見直しによる電気料の減額や工事完了による不用額等により787万9,000円減額するものです。

地方債につきましては、第2項地方債補正のとおりです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第34号 令和2年度道志村介護保険特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ157万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,455万7,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款保険料41万9,000円を増額、3款国庫支出金308万4,000円の減額、4款支払基金交付金189万2,000円の減額、6款繰入金334万4,000円を増額するものです。

歳出につきましては、1款総務費66万円の減額、2款保険給付費200万円の増額、6款諸支出金142万円を減額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第35号 令和2年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ904万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億758万円とするものです。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金を46万3,000円減額、2款使用料及び手数料を165万4,000円減額、5款繰入金を412万8,000円減額、8款村債を280万円減額するものです。

歳出につきましては、1款浄化槽事業費の1項営業費を汚泥収集運搬費など300万4,000円減額、2項建設費を設置基数の変更等により604万3,000円減額するものです。

地方債につきましては、第2表地方債補正のとおりです。

また、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第36号 令和2年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ233万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,976万2,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料278万8,000円の減額、6款繰入金44万9,000円を増額するものです。

歳出につきましては、2款後期高齢者医療負担金233万9,000円を減額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（出羽和平君） 以上の6案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、6案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号から議案第36号までの6案件を採決いたします。

お諮りいたします。

6案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号から議案第36号までの6案件は原案のとおり決定しました。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

(午後2時40分)

令和3年第2回道志村議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年3月19日（金曜日）午後2時開議

- 第 1 議案第 2号 山梨県東部地域介護認定審査会の共同設置について
- 第 2 議案第 3号 山梨県東部地域障害支援区分認定審査会の共同設置について
- 第 3 議案第 4号 山梨県東部地域行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会の共同設置について
- 第 4 議案第 5号 山梨県東部地域公平委員会共同設置規約の変更について
- 第 5 議案第 6号 道志村情報公開条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 7号 道志村個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 8号 道志村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 9号 道志村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第10号 道志村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第11号 道志村各種委員等報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第13号 道志村すこやか子育て医療費助成金支給条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第14号 道志村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第15号 道志村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第16号 道志村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第17号 道志村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第18号 道志村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第19号 道志村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例

- 第18 議案第20号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第21号 道志村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第22号 道志村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第23号 道志水源の森の設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第24号 道志体験農園施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第37号 令和3年度道志村一般会計予算
- 第24 議案第38号 令和3年度道志村国民健康保険特別会計予算
- 第25 議案第39号 令和3年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算
- 第26 議案第40号 令和3年度道志村簡易水道事業特別会計予算
- 第27 議案第41号 令和3年度道志村介護保険特別会計予算
- 第28 議案第42号 令和3年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算
- 第29 議案第43号 令和3年度道志村浄化槽事業特別会計予算
- 第30 議案第44号 令和3年度道志村後期高齢者医療特別会計予算
- 第31 請願第1号 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める請願
- 第32 発議第1号 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書
- 追加日程第1 議案第45号 工事請負変更契約の締結について
- 追加日程第2 同意第1号 道志村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第3 同意第2号 道志村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第33 閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 佐藤光栄君 | 2番 | 山口章君 |
| 3番 | 池谷銀重君 | 4番 | 佐藤徹君 |
| 5番 | 佐藤喜章君 | 6番 | 白井勝光君 |
| 7番 | 杉本孝正君 | 8番 | 佐藤進君 |
| 9番 | 出羽和平君 | 10番 | 大田博文君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	副村長	長田公明君
教育長	佐藤文泰君	総務課長	諏訪本栄君
住民健康課長	佐藤太清君	産業振興課長	佐藤万寿人君
ふるさと振興課長	菅谷克士君	教育課長	山口かおり君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局主幹 諏訪本英樹君

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、令和3年第2回道志村議会定例会第3日目は成立しましたので、これより会議を開きます。

(午後2時00分)

◎諸般の報告

○議長（出羽和平君） この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議会運営委員長、佐藤喜章君。

〔議会運営委員長 佐藤喜章君 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤喜章君） 3月16日午後4時30分より、やまゆりセンターにおいて委員会を招集し、委員4名と副議長、書記並びに議会事務局長、事務局主幹の出席がありました。

1、3月12日付で出された追加議案を本定例会で追加議案として審議すること。

以上で報告を終了いたします。

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第3号のとおりです。

◎議案第2号から議案第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第1、議案第2号 山梨県東部地域介護認定審査会の共同設置について、日程第2、議案第3号 山梨県東部地域障害支援区分認定審査会の共同設置について、日程第3、議案第4号 山梨県東部地域行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会の共同設置について、以上の3案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） 議案第2号 山梨県東部地域介護認定審査会の共同設置について、議案第3号 山梨県東部地域障害支援区分認定審査会の共同設置について、議案

第4号 山梨県東部地域行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会の共同設置についてご説明させていただきます。

議案第2号 山梨県東部地域介護認定審査会の共同設置について。

山梨県東部地域介護認定審査会は、介護保険法第14条の規定に基づき、都留市、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村との3市3村で共同して設置するものです。地方自治法第252条の7第1項の規定により、関係地方公共団体と協議を行うに当たり、規約を定め、議会の議決を求めるものであります。

規約についてご説明いたします。

第1条では、都留市、大月市、上野原市、道志村、小菅村、丹波山村の3市3村で共同して設置する旨を定め、第2条では、審査会の名称を山梨県東部地域介護認定審査会と定め、第3条では、審査会の執務場所を山梨県都留市田野倉1130番地と定め、第4条では、審査会の委員の定数を60人以内と定め、第5条では、審査会の委員の選任方法を関係市村の長が協議して定める候補者について、大月市長が選任する旨を定め、第6条では、審査会に関する関係市村の負担金の額は大月市の予算において定めるものとし、その負担割合を別表のとおりとし、第7条では、審査会に関する予算を大月市の介護保険特別会計に計上するものとし、第8条では、大月市長は審査会に関する決算を大月市議会の認定に付し、関係市村の長に報告することを定め、第9条では、審査会の事務の管理及び執行に関する条例、規則、その他の規定について関係市村で相互に調整するよう努めることとし、第10条では、審査会の委員の身分取扱いを定め、第11条では、審査会の委員の懲戒処分等について定め、第12条では、審査会の庶務を大月市において行うこととし、第13条では、補則として、この規約に定めるもののほか、審査会の共同設置に関し必要な事項は、関係市村の長が協議して定めることとしております。

附則として、この規約は令和3年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第3号 山梨県東部地域障害支援区分認定審査会の共同設置についてご説明申し上げます。

山梨県東部地域障害支援区分認定審査会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条の規定に基づき、都留市、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村との3市3村で共同して設置するものです。地方自治法第252条の7第1項の規定により、関係地方公共団体と協議を行うに当たり、規約を定め、議会の議決を求めるものであります。

規約についてご説明いたします。

第1条では、都留市、大月市、上野原市、道志村、小菅村、丹波山村の3市3村で共同して設置する旨を定め、第2条では、審査会の名称を山梨県東部地域障害支援区分認定審査会と定め、第3条では、審査会の執務場所を山梨県都留市田野倉1130番地と定め、第4条では、審査会の委員の定数を15人以内と定め、第5条では、審査会の委員の選任方法を関係市村の長が協議して定める候補者について、大月市長が選任する旨を定め、第6条では、審査会に関する関係市村の負担金の額は大月市の予算において定めるものとし、その負担割合を別表のとおりとし、第7条では、審査会に関する予算を大月市の一般会計に計上するものとし、第8条では、大月市長は審査会に関する決算を大月市議会の認定に付し、関係市村の長に報告することを定め、第9条では、審査会の事務の管理及び執行に関する条例、規則、その他の規定については関係市村で相互に調整するよう努めることとし、第10条では、審査会の委員の身分取扱いを定め、第11条では、審査会の委員の懲戒処分等について定め、第12条では、審査会の庶務を大月市において行うこととし、第13条では、補則として、この規約に定めるもののほか、審査会の共同設置に関し必要な事項は、関係市村の長が協議して定めることとしております。

附則として、この規約は令和3年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第4号 山梨県東部地域行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会の共同設置についてご説明申し上げます。

山梨県東部地域行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会は、都留市、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村との3市3村で共同して設置するものです。地方自治法第252条の7第1項の規定により、関係地方公共団体と協議を行うに当たり、規約を定め、議会の議決を求めるものであります。

規約についてご説明いたします。

第1条では、都留市、大月市、上野原市、道志村、小菅村、丹波山村の3市3村で共同して設置する旨を定め、第2条では、審査会の名称を山梨県東部地域行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会と定め、第3条では、審査会における所掌業務を定め、第4条では、審査会の執務場所を山梨県都留市田野倉1130番地と定め、第5条では、審査会の委員の定数を5人以内と定め、第6条では、審査会の委員の選任方法を関係市村の長が協議して定める候補者について、大月市長が選任する旨を定め、第7条では、審査会の会長について定め、第8条では、所掌業務に規定する事項を処理するに当たり、専門部会を置くことができる旨を定め、第9条では、審査会の会期について定め、第10条では、審査会に関する関係市村の負

担金の額は大月市の予算において定めるものとし、その負担割合を別表のとおりとし、第11条では、審査会に関する予算を大月市の一般会計に計上するものとし、第12条では、大月市長は審査会に関する決算を大月市議会の認定に付し、関係市村の長に報告することを定め、第13条では、審査会の事務の管理及び執行に関する条例、規則、その他の規定について関係市村で相互に調整するよう努めることとし、第14条では、審査会の委員の身分取扱いを定め、第15条では、審査会の委員の懲戒処分等について定め、第16条では、審査会の庶務を大月市において行うものとし、第17条では、補則として、この規約に定めるもののほか、審査会の共同設置に関し必要な事項は、関係市村の長が協議して定めることとしております。

附則として、この規約は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上3案件について、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上の3案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、3案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号から議案第4号までの3案件を採決いたします。

お諮りいたします。

3案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第4号までの3案件は原案のとおり決定いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第4、議案第5号 山梨県東部地域公平委員会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） 議案第5号 山梨県東部地域公平委員会共同設置規約の変更についてご説明申し上げます。

山梨県東部地域公平委員会共同設置規約の変更については、地方自治法第252条の7第2項の規定により、関係地方公共団体と協議を行うに当たり、議会の議決を求めますが、山梨県東部広域連合は令和3年3月31日をもって解散することから、第1条及び第3条を改め、委員会の庶務を大月市が担当することから、第4条、第5条及び第6条を改めるものでございます。

詳細については議案書15ページとなっております。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり決定しました。

◎議案第6号から議案第8号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第5、議案第6号 道志村情報公開条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第7号 道志村個人情報保護条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第8号 道志村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例、以上3案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 議案第6号 道志村情報公開条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例は、山梨県東部広域連合解散後、令和3年4月1日に山梨県東部地域行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会を大月市、都留市、上野原市、道志村、小菅村及び丹波山村で共同設置されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、第16条中、「山梨県東部広域連合情報公開及び個人情報保護審査会」を「山梨県東部地域行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会」に改めるものです。

なお、附則で、施行期日を令和3年4月1日から施行すると定めております。

続きまして、議案第7号 道志村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例は、山梨県東部広域連合解散後、令和3年4月1日に山梨県東部地域行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会を大月市、都留市、上野原市、道志村、小菅村及び丹波山村で共同設置されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、第3条第4項中、「山梨県東部広域連合情報公開及び個人情報保護審査会」を「山梨県東部地域行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会」に、「平成13年山梨県東部広域連合条例第6号」を「令和3年4月1日告示第5号」に改めるものです。

なお、附則で、施行期日を令和3年4月1日から施行すると定めております。

続きまして、議案第8号 道志村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例は、山梨県東部広域連合解散後、令和3年4月1日に行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会を大月市、都留市、上野原市、道志村、小菅村及び丹波山村で共同設置されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、第39条第1項中、「山梨県東部広域連合情報公開及び個人情報保護審査会」を「山梨県東部地域行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会」に改めるものです。

なお、附則で、施行期日を令和3年4月1日から施行すると定めております。

以上が議案第6号、議案第7号、議案第8号の説明になります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（出羽和平君） 以上の3案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、3案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号から議案第8号までの3案件を採決いたします。

お諮りいたします。

3案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号から議案第8号までの3案件は原案のとおり決定しました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第8、議案第9号 道志村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 議案第9号 道志村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

山梨県東部広域連合解散後に、地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、大月市、都留市、上野原市、道志村、小菅村、丹波山村及び大月都留広域事務組合で共同設置している山梨県東部地域公平委員会設置規約の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、第4条及び第5条中、「公平委員会」を「山梨県東部地域公平委員会」に改めるものです。

なお、附則で、施行期日を令和3年4月1日から施行すると定めております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり決定しました。

◎議案第10号及び議案第11号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第9、議案第10号 道志村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、日程第10、議案第11号 道志村各種委員等報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例、この2案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 議案第10号 道志村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

夏季特別休暇について、県及び県内市町村との雇用条件の均衡を図る観点から、休暇日数を改正するものであります。

改正内容は、別表第1表中、「15、夏季休暇3日以内」を「15、夏季休暇5日以内」に改めるものです。

なお、附則で、施行期日を令和3年4月1日から施行すると定めております。

続きまして、議案第11号 道志村各種委員等報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

消防委員は、道志村消防委員会条例に基づく道志村消防団に関する重要事項について村長の諮問に答え、又は村長に建議すること。消防職員及び消防団員の服務、待遇及び消防施設の改善その他消防に関して、村議会に建議することを目的として設置されておりますが、消防委員会以外にも、消防団に対する各種訓練、会議、行事など年間を通じて活動する機会が多いことから、委員報酬の支給の方法を「日額」から「年額」に見直しを行うものであります。

改正内容は、別表第1中、「消防委員5,000円」の項を削り、別表第2中、「監査委員」の項の次に、「消防委員2万円」を加えるものです。

なお、附則で、施行期日を令和3年4月1日から施行すると定めております。

以上が議案第10号、議案第11号の説明になります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上の2案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、2案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号及び議案第11号の2案件を採決いたします。

お諮りいたします。

2案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号及び議案第11号の2案件は原案のとおり決定しました。

◎議案第13号から議案第15号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第11、議案第13号 道志村すこやか子育て医療費助成金支給条例

の一部を改正する条例、日程第12、議案第14号 道志村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例、日程第13、議案第15号 道志村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例、以上の3案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第13号 道志村すこやか子育て医療費助成金支給条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本改正は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、健康保険法の施行規則等の一部を改正する法律により所要の改正を行うものです。

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令により、電子資格確認の仕組みが法制化されるとともに、個人情報保護の観点から、健康保険事業の遂行等の目的外で保険者等の記号・番号の告知を求めることを禁止する告知要求制限を創設する等の改正が行われました。

改正内容につきましては、第6条中、「医療保険各法に規定する被保険者等は長又は組合長及び」を「医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上」に改める改正内容であります。

なお、附則第1条において、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上が道志村すこやか子育て医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の内容になります。

続きまして、議案第14号 道志村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本改正は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、健康保険法施行規則等の一部を改正する法律により所要の改正を行うものです。

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令により、電子資格確認の仕組みが法制化されるとともに、個人情報保護の観点から、健康保険事業の遂行等の目的外で保険者等の記号・番号の告知を求めることを禁止する告知要求制限を創設する等の改正が行われました。

改正内容につきましては、第7条中、「医療保険各法に規定する被保険者証又は組合員証及び」を「医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上」に改める改正内容であります。

なお、附則第1条において、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上が道志村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の内容になります。

続きまして、議案第15号 道志村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本改正は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、健康保険法施行規則等の一部を改正する法律により所要の改正を行うものです。

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令により、電子資格確認の仕組みが法制化されるとともに、個人情報保護の観点から、健康保険事業の遂行等の目的外で保険者等の記号・番号の告知を求めることを禁止する告知要求制限を創設する等の改正が行われました。

改正内容につきましては、第7条中、「医療保険各法に規定する被保険者証又は組合員証及び」を「医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた」に改める改正内容であります。

なお、附則第1条において、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上が道志村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の内容になります。

議案第13号、議案第14号、議案第15号について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上3案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、3案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号から議案第15号までの3案件を採決いたします。

お諮りいたします。

3案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第15号までの3案件は原案のとおり決定しました。

◎議案第16号から議案第19号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第14、議案第16号 道志村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第15、議案第17号 道志村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第16、議案第18号 道志村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第17、議案第19号 道志村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上4案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第16号 道志村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、介護保険法に基づき、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めており、介護保険制度の改定により条例の一部を改正するものです。今後、増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、指定の事業者が地域住民に提供できるよう強化を図ります。

条例改正の内容につきましては、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制の構築について、第1章において、指定地域密着型サービスの事業の一般原則に、人権の擁護、虐待の防止等のために必要な改正制度、第2章において、虐待の防止のための措置に関する事項、業務継続計画の策定、居宅サービス事業者等における感染症の予防及び蔓延の防止のための措置、第8章において、認知症介護基礎研修の履行の義務づけ、栄養ケア・マネジメントの充実、口腔衛生管理の強化、事故発生の防止及び発生時の対応、ユニット型指定密着型老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営など、指定地域密着型サービスの必要な情報を適正かつ有効に活用できるよう基準が追加決定されたものです。第10章、附則第203条を加え、第203条において、文書負担軽減や手続の効率化による介護現場の業務負担軽減を図るために行うものです。

以上が改正の内容になります。

なお、附則において、この条例は令和3年4月1日から施行すると定めております。

以上が道志村地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内容になります。

続きまして、議案第17号 道志村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、介護保険制度の改定により条例の一部を改正するものであります。

条例改正の背景といたしましては、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、指定の事業者が地域住民に提供できるよう強化を図ります。

条例改正の内容につきましては、第3条として、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため必要な改正の整備と研修の実施、サービスを提供するに当たり必要な情報を適正かつ有効に活用することが追加されております。第28条において、業務継続計画等の策定研修と訓練の実施等の取組を義務づけております。第37条において、全サービス共通で利用者の人権の擁護、虐待の発生と再発防止 の委員会を開催、指針の整備、研修を実施する。第58条において、虐待防止のための措置に関する事項として、定期巡回、随時対応型訪問介護・看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等、これら各タイプに必要な措置を定めております。

第5章雑則、第91条におきまして、入所した経緯や手続の調査による介護現場の業務負担軽減を図るために行うものです。

なお、附則において、この条例は令和3年4月1日から施行する。

第2条、虐待の防止に係る経過措置、第3条業務継続計画の策定等に係る経過措置、第4条、指定定期巡回・随時対応型訪問介護・看護事業者等における感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に係る経過措置、第5条、認知症に係る 的な認知症の事項に関する経過措置を定めております。

以上が道志村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内容になります。

続きまして、議案第18号 道志村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、改正は3年に一度、介護報酬に係る改定に併せ、指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の介護サービスに係る基準の改定を行うものです。

条例改正の内容につきましては、第3条第29条において、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な改正の整備と研修の実施、サービスを提供するに当たり必要な情報を適切かつ有効に活用することが追加されております。第21条において虐待防止のための措置に関する事項として、業務継続計画等の策定研修と訓練の実施等の取組を義務づけております。第23条において、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する。第31条において、文書負担軽減や手続の効率化による介護現場の業務負担軽減を図るために行うものです。

なお、附則において、この条例は令和3年4月1日から施行する。ただし、第15条、第20条の次に、 を加える改正規定は同年10月1日から施行する。

第2条、虐待の防止に係る経過措置、第3条、業務継続計画の策定等に係る経過措置、第4条、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に係る経過措置を定めております。

以上が道志村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内容になります。

続きまして、議案第19号 道志村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、改正は3年に一度、介護報酬に係る改定に併せ、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の介護サービスに係る基準の改定を行うものです。

条例改正の内容につきましては、第2条、第27条において、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な改正の整備と研修の実施、サービスを提供するに当たり、必要な情報を適切かつ有効に活用することが追加されております。第19条において、虐待防止のための措置に関する事項として、業務継続計画等の策定研修と訓練の実施等の取組を義務づけております。第21条において、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する。第31条において、文書負担軽減や手続の効率化による介護現場の業務負担軽減を図るために行うものです。

第7章雑則、第条を加えます。第34条において、文書負担軽減や手続の効率化による介護現場の業務負担軽減を図るために行うものです。

なお、附則において、この条例は令和3年4月1日から施行する。

第2条、虐待の防止に係る経過措置、第3条、業務継続計画の策定等に係る経過措置、第4条、指定定期巡回・随時対応型訪問介護・看護事業者等における感染症の予防及び蔓延の

防止のための措置に係る経過措置を定めております。

以上が道志村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内容であります。

議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、4案件についてご審議をよろしくお願いたします。

○議長（出羽和平君） 以上4案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、4案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号から議案第19号までの4案件を採決いたします。

お諮りいたします。

4案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第19号までの4案件は原案のとおり決定しました。

◎議案第20号から議案第22号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第18、議案第20号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例、日程第19、議案第21号 道志村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、日程第20、議案第22号 道志村介護保険条例の一部を改正する条例、以上3案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第20号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例

についてご説明いたします。

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の定義部分の一部を改正するものであります。

条例改正の背景といたしましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に位置づけられたことにより、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の定義部分を改正する内容です。

条例改正の内容につきましては、附則第6条第1項第1号中、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する「新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年2月中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）である感染症を言う）」に書き換えるものです。

なお、附則の第1条において、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上が道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容であります。

続きまして、議案第21号 道志村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の定義部分の一部を改正するものであります。

条例改正の背景といたしまして、新型インフルエンザ等対策特別法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に位置づけられたことにより、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の定義部分を改正する内容であります。

条例改正の内容につきましては、第2条第8号を同条第9号とし、同条第7号の次に、次の1号を加える。（8）広域連合条例規則第6条の傷病手当金の に係る申請書の提出の受付に改めるものです。

なお、附則の第1条において、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上が道志村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の内容になります。

続きまして、議案第22号 道志村介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、第8期介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料の額について、介護保険条

例の一部を改正するものであります。

条例改正の背景といたしまして、介護保険法第117条に基づき、3年を1期とする本村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（介護保険事業計画）の策定に伴い、令和3年度から令和5年度に係る介護保険料の改定を行うものです。

条例改正の内容につきましては、平成30年度から令和2年度までの月額6,000円を据え置き、同額の6,000円とするものでございます。

上記により、当該条例第2条第1項中、「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」と改正するものです。また、第5条第1項中において、国が発出する事務連絡、介護保険条例参考例に、所要の改正を行うものです。

なお、附則におきまして、この条例は令和3年4月1日から施行すると定めております。

以上が道志村介護保険条例の一部を改正する条例の内容になります。

議案第20号、議案第21号、議案第22号、3案件のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上3案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、3案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号から議案第22号までの3件を採決いたします。

お諮りいたします。

3案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第22号までの3案件は原案のとおり決定しました。

◎議案第23号及び議案第24号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第21、議案第23号 道志水源の森の設置及び管理条例の一部を改正する条例及び日程第22、議案第24号 道志体験農園施設設置及び管理条例の一部を改正す

る条例、この2案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第23号 道志水源の森の設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、設置より30年以上経過し、現状に合わなくなった部分を現在の施設に合うよう改正するものです。

第2条で示す水源の森の位置を一般的な住所の表示に合わせ、5821番地の2に改め、また、第3条中の管理する施設の修理を現状に合わせ、既に老朽化等で転居した施設を削除し、また、入館料について定めた第10条の施設も閉館されているため、第10条及び入館料を定めた別表も併せて削除する改正です。

なお、附則において、この条例は令和3年4月1日から施行するものと定めております。

次に、議案第24号 道志体験農園施設設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、近隣に類似施設が増えてことによる利用者の減少に対応するため、平成22年度から第9条に定めた減額の状況による使用料の減額を適用し利用者の増加を図っている状況から、減額措置を取りやめ、元の金額に戻す見込みがないため、現在徴収している使用料に合わせ、使用料を定めた第8条関係の別添を改正するものです。

なお、附則において、この条例は令和3年4月1日から施行するものと定めております。

以上、議案第23号・第24号について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上の2案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、2案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号及び議案第24号の2案件を採決いたします。

お諮りいたします。

2案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号及び議案第24号の2案件は原案のとおり決定しました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第23、議案第37号 令和3年度道志村一般会計予算を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 議案第37号 令和3年度道志村一般会計予算についてご説明いたします。

令和3年度予算編成に当たり、厳しい財政環境にあるとはいえ、新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、村民が真の豊かさを実感でき、道志村総合計画、道志村まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた各種施策、事業等をスピーディーに履行し、村民の期待に応えていくために、令和3年度予算は、歳入歳出の見直し、国・県の改革の動向等を見極めながら、これまで以上に事業の成果や施策の優先度を厳しく精査して、財源の重点的・効果的配分を行うなど創意と工夫を重ね、財政の健全化を図ることを基本方針に、令和3年度予算案の作成を行いました。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症感染予防対策事業に取り組み、今までの事業を引き続き推進するとともに、事務事業の見直しを行い、人口減少対策、減災防災対策を重点事業とし、役場庁舎整備事業、県営防災減災事業、森林環境譲与税事業、国道街路灯整備事業等により、災害に強く安心して暮らせる地域づくりを行います。そのほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会推進事業、景観整備事業、若者定住促進住宅建築事業経費等に財源の重点的・効果的配分を行い、総合計画の将来像である「人と自然が輝く水源の郷」及び総合戦略の目的である人口対策等の実現を着実に推進し、村民の安全・安心に配慮した予算編成となっております。

令和3年度当初予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26

億8,600万円と定めるものであります。昨年の当初予算に比べ5億7,900万円の増額、率にして27.5%の増となっております。

歳入は、前年に比べ、村税の個人住民税、固定資産税の減額、地方消費税交付金の増額、村の歳入の中核である地方交付税については、対前年当初比4.2%の増額を見込んでおります。

使用料及び手数料の減額、国・県支出金については、民生費国庫補助金、土木費国庫補助金、農林水産業費県補助金、総務費県委託金の減額、寄附金、繰入金、村債の増額となっております。

地方債は、役場庁舎建設に伴う公共施設等適正管理推進事業債の増額、過疎対策事業債の減額、臨時財政対策債の増額により、対前年当初比209.6%となっております。

歳出は、前年に比べ、総務費において総務管理費、選挙費の増額、戸籍住民基本台帳費の減額、民生費において社会福祉費の減額、衛生費において保健衛生費の増額、農林水産業費において農業費、林業費の減額、商工費において商工費の増額、土木費において土木管理費、河川費、住宅費の増額、道路橋梁費の減額、消防費において消防費の減額、教育費において教育総務費、保健体育費の増額、道志小学校費、社会教育費の減額、公債費において元利償還金の減額、諸支出金において基金の増額となっております。

詳細につきましては、第1表歳入歳出予算のとおりです。

次に、第2条地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めてあります。詳細につきましては、第2表地方債に定めるものであります。

次に、第3条一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を5億円と定めるものであります。

次に、第4条歳出予算の流用は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額の流用を給料、職員手当及び共済費に係る予算に過不足を生じた場合における同一款内での各項での流用を定めるものであります。

なお、この予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

以上が令和3年度道志村一般会計予算の内容となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり決定しました。

◎議案第38号から議案第44号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第24、議案第38号 令和3年度道志村国民健康保険特別会計予算、日程第25、議案第39号 令和3年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算、日程第26、議案第40号 令和3年度道志村簡易水道事業特別会計予算、日程第27、議案第41号 令和3年度道志村介護保険特別会計予算、日程第28、議案第42号 令和3年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算、日程第29、議案第43号 令和3年度道志村浄化槽事業特別会計予算、日程第30、議案第44号 令和3年度道志村後期高齢者医療特別会計予算、以上の7案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第38号 令和3年度道志村国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,326万7,000円と定めております。

第2条におきまして、歳出予算の流用について定めるものであります。

国民健康保険制度は、国民皆保険を支える重要な基盤であり、安定的な運営が可能となる

ようにするためには、国の財政支援を拡充するとともに、都道府県内において統一的な方針の下に運営を行い、事務の広域化、効率化を図る必要があります。

山梨県国保運営方針では、国保運営を安定させ、保険料を増加させないよう取り組んでいくと同時に、いずれは保険料を県下統一にすることを目標としています。村では、その方針に基づき、平成31年度から保険料算定方式の一つである資産割を廃止し、現行の4方式、所得割、資産割、均等割、平等割から県の推奨の3方式へ移行しました。

令和3年度の予算について、歳入の予算からご説明いたします。

国民健康保険料については、1款国民健康保険料4,811万円、2款使用料及び手数料2万円、6款県支出金、保険給付費等普通交付金1億6,787万円、保険給付費等特別交付金2,918万7,000円、僻地診療施設運営費補助金1,191万4,000円など、合わせて2億897万1,000円とするものです。3款繰入金、法定繰入金3,536万2,000円、9款繰越金1,000円、10款諸収入80万3,000円、11款財産収入1,000円と定め、歳入総額を2億9,326万3,000円と定めております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

1款総務費、職員の人件費、業務に係る経費として1,490万9,000円と定めております。2款保険給付費、療養給付費及び高額療養給付費の減額により1億6,958万7,000円と定めています。3款国民健康保険事業費納付金6,496万8,000円、5款保健事業費583万9,000円、6款基金積立金1,000円、7款諸支出金、償還金及び還付加算金60万円、診療所特別会計への繰出金3,574万2,000円、8款予備費150万円と定め、歳出総額を2億9,326万7,000円と定めるものであります。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

続きまして、議案第39号 令和3年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算についてご説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,187万2,000円と定め、第2条で地方債について、第3条において歳出予算の流用について定めるものであります。

診療所は、村内唯一の医療機関として住民の健康管理の拠点となり、一次診療機関として専門的な治療が必要と判断した場合は、総合病院等へのパイプ役を担う役割を持ち、村民が安心して暮らせるよう事業を行っております。

令和3年度の予算につきまして、歳入予算からご説明いたします。

1款診療収入、1項医科診療所738万円の増額の4,098万円、2項歯科診療所1,128万円と

し、診療収入の総額を738万円増額の5,229万円と定めています。

2款使用料及び手数料、医科診療所8万円、歯科診療所1,000円。

3款繰入金、国民健康保険会計から3,574万2,000円、一般会計から3,844万9,000円とし、総額を7,419万2,000円と定めています。

5款諸収入、医科92万円、歯科59万円、合わせて151万円と定め、歳入総額を1億3,187万2,000円と定めています。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

1款総務費、職員の人件費、業務に係る経費として、1項医科診療所6,379万4,000円、2項歯科診療所2,456万3,000円とし、総務費の総額を8,835万7,000円と定めております。

2款医業費、1項医科医業費1,976万3,000円、2項歯科医業費478万2,000円とし、医業費の総額を2,454万5,000円と定めています。

4款公債費1,462万円、5款予備費50万円と定め、歳出総額を1億3,187万2,000円と定めるものであります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。

議案第38号、議案第39号、合わせて2案件、ご審議のほどよろしく願います。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第40号 令和3年度道志村簡易水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

令和3年度の予算は、安価で安定した水を提供する事業、老朽化した管路などの施設の更新を中心に考えております。

第1条において、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億259万3,000円と定めております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

主な歳入予算でございますが、1款分担金及び負担金は26万4,000円、2款使用料及び手数料766万円、3款国庫支出金916万6,000円、4款県支出金82万5,000円、5款繰入金5,134万8,000円、6款繰越金20万円、8款村債が3,310万円となっております。

歳出につきましては、1款簡易水道事業費が6,666万7,000円、2款の公債費3,542万6,000円でございます。

第2条は、地方債について定めております。起債の目的等につきましては、第2表地方債

によります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第41号 令和3年度道志村介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億650万3,000円と定め、第2条において、歳出予算の流用について定めるものであります。

介護保険につきましては、介護認定者は多少増加していますが、保険給付費は平成23年度から減少傾向になっておりまして、また近年は増加傾向にあります。介護保険事業については、第8期介護保険事業計画の指針により、地域包括ケアシステムの進化、発展と地域における見守り体制の充実、介護保険サービスの充実と介護保険制度の適切な運営による介護と医療の連携による事業の推進を図っています。

令和3年度の予算につきまして、歳入予算からご説明いたします。

1款介護保険料、第8期介護保険事業計画で基準月額6,000円と定め、4,763万6,000円と定めております。

2款使用料及び手数料1,000円、3款国庫支出金4,575万2,000円、4款支払基金交付金5,220万3,000円、5款県支出金3,046万9,000円。

6款繰入金は、法定繰入金として、1項一般会計から3,041万8,000円、2項基金繰入金から2,000円とするものです。

8款繰越金1,000円、9款諸収入2,000円と定め、歳入総額を2億650万3,000円と定めております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

1款総務費、介護保険業務を行うための介護保険システム使用料や介護認定審査会などの経費として430万7,000円と定めています。

2款保険給付費、施設介護サービス給付費の増額により1億8,930万円と定めています。

3款地域支援事業費、介護予防生活支援サービス事業及び包括的支援事業等の減額により1,229万3,000円とし、5款基金積立金1,000円、6款諸支出金の償還金及び還付加算金10万2,000円、7款予備費100万円と定め、歳出総額を2億650万3,000円と定めてございます。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。

続きまして、議案第42号 令和3年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50万円と定めるものであります。

令和3年度の予算につきましては、歳入予算からご説明いたします。

1款介護サービス事業収入31万円、2款一般会計からの繰入金19万円とし、歳入総額を50万円と定めております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

1款総務費、業務を行うためのシステム委託料を50万円と定め、歳出総額を50万円と定めるものであります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。

議案第41号、議案第42号、2案件ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第43号 令和3年度道志村浄化槽事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,046万4,000円と定めております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

主な歳入予算の内容でございますが、1款分担金及び負担金299万3,000円、2款使用料及び手数料1,694万3,000円、5款繰入金6,972万6,000円、村債3,070万円でございます。

歳出につきましては、1款浄化槽事業費9,570万8,000円、2款公債費2,470万6,000円でございます。

第2条は、地方債について定めております。起債の目的等については、第2表地方債によります。

第3条では、歳出予算の流用について定めております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第44号 令和3年度道志村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,640万7,000円と定めております。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から始まった制度であります。運営主体は山梨県後期高齢者医療広域連合であり、2年ごとに保険料率を見直すこととされています。令和3年度も保険料率を現行のまま据置きとし、限度額や軽減割合の見直しがあり、市町村の業務としては保険料徴収、各種申請受付、被保険者証の発行、広報PR業務などを担当しております。

令和3年度の予算につきまして、歳入予算からご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、山梨県後期高齢者医療広域連合において、保険料率を現行のまま据え置くことを決定したため、1,850万円と定めております。2款広域連合支出金の特定健診事業補助金35万3,000円、3款使用料及び手数料2,000円、5款分担金及び負担金12万5,000円、6款繰入金、一般会計からの法定繰入金2,732万3,000円、7款諸収入10万4,000円と定め、歳入総額を4,640万7,000円と定めております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

1款総務費、業務管理費及び事務機使用料として130万5,000円、2款後期高齢者医療負担金4,359万3,000円、3款保険事業費の特定健診事業費90万8,000円、4款諸支出金の保険料還付金10万1,000円、5款予備費を50万円と定め、歳出総額を4,640万7,000円と定めるものであります。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上7案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、7案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号から議案第44号までの7案件を採決いたします。

お諮りいたします。

7案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第44号までの7案件は原案のとおり決定しました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第31、請願第1号 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める請願を議題といたします。

お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

それでは、紹介議員であります大田博文君より要旨の説明をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 10番、大田博文君。

〔10番 大田博文君 登壇〕

○10番（大田博文君） 請願第1号。

道志村議会議長出羽和平殿。

代表請願提出者、住所、山梨県北杜市武川町牧原1160-2-402、団体名、保険適用拡大を願う会、代表者小尾直子。

紹介議員、大田博文。

子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める請願。

請願趣旨。次世代を担う子供たちが健やかで心豊かに成長するために心身の健康を保つことは、全ての保護者や大人たちの願いです。子供の歯や口腔の健康な状態を保持すること、発育期における適切な歯科矯正は、顔の骨格や身体の健康を良好な状態にするだけでなく、精神的な安定や生活習慣の改善にも効果があると言えます。また、そしゃくや口腔機能を維

持回復させることは、ＱＯＬの向上につながり、医療費の抑制にも寄与することが8020運動等によって実証されています。

これまでに、歯科矯正治療に係る療養の給付の対象は、その範囲の拡大や見直しが行われ、現在、53の疾患が保険適用とされている状況にあります。しかし、特定の疾患に該当しない場合が多く、保険適用外の治療のため、その費用の負担が高額なことから診察にとどまり、治療に踏み切れないケースも少なくない状況です。

子供の歯並びについては、平成6年から学校健診の必要治療項目に入れられ、その中で勧告を受けても、経済的に困窮しているひとり親世帯や低所得者世帯においては、保険適用に該当しない場合、必要な治療が受けられず、矯正治療を断念しているのが現状です。

このような状況を踏まえ、子育て支援の観点から、子供たちの適正な歯科矯正治療を可能にするため、保険適用の拡充及び周知を関係機関に求めるとともに、保険適用に至らないケースにおいてもさらなる適用基準の拡充の検討を図っていただきたく、地方自治法第99条に基づき、関係機関への意見書提出をお願いいたします。

請願事項、子供の歯科矯正における保険適用の拡充を図ること。

2、保険矯正に対する保険適用基準の見直しの検討及び実施。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働省大臣、文部科学大臣。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより請願第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は原案のとおり採択されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第32、発議第1号 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書を議題といたします。

提案者、大田博文君から提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 10番、大田博文君。

〔10番 大田博文君 登壇〕

○10番（大田博文君） 発議第1号 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書。

次代を担う子供たちが健やかで心豊かに成長するために心身の健康を保つことは、保護者や大人たちの願いである。子供の歯や口腔の健康な状態を保持すること、発育期において適切な歯科矯正治療を行うことは、顔の骨格や身体の健康を良好な状態にするだけでなく、精神的安定や生活習慣の改善にも効果があると言える。また、そしゃくや口腔機能を維持回復させることは、QOLの向上につながり、医療費の抑制にも寄与することが8020運動等によって実証されている。

これまでに、歯科矯正治療に係る療養の給付の対象は、その範囲の拡大や見直しが行われてきており、現在、53の疾患が保険適用とされている状況である。しかし、特定の疾患に該当しない場合が多く、保険適用外の治療のため、その費用の負担が高額なことから診察にとどまり、治療に踏み切れないケースも少なくない状況である。

子供の歯並びについては、平成6年から学校健診の必要治療項目に入れられ、その中で勧告を受けても、経済的に困窮しているひとり親世帯や低所得者世帯においては、保険適用に該当しない場合、必要な治療が受けられず、矯正治療を断念している場合もあるのが現状である。

こうした状況を踏まえ、子育て支援の観点からも、子供たちの適正な歯科矯正治療を可能にするため、国において保険適用の拡充及び必要な周知を行い、保険適用に至らないケースにおいてもさらなる適用基準の拡充を検討することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月10日、山梨県道志村議会議長出羽和平。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり決定しました。

◎日程の追加

○議長（出羽和平君） お諮りします。

ただいま、長田村長から議案第45号 工事請負変更契約の締結について、同意第1号 道志村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて及び同意第2号 道志村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての3案件が提出されました。

この際、これらを日程に追加し、追加日程第1、議案第45号 工事請負変更契約の締結について、追加日程第2、同意第1号 道志村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、追加日程第3、同意第2号 道志村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてとして議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1に、議案第45号 工事請負変更契約の締結について、追加日程第2に、同意第1号 道志村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、追加日

程第3に、同意第2号 道志村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてをそれぞれ追加し、議題とすることに決定しました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 追加日程第1、議案第45号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第45号 工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

議案第45号は、令和2年5月に工事請負契約を締結した村道久保・秋山線の災害復旧工事について、当初決定に対し、のり面の形状が変化し、それに伴い固定するアンカーが3か所減る変更が生じたため、57万8,600円の減額の変更契約を締結するものです。

地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決すべき契約及び財産の取得又は処分

の範囲を定める条例により、議会の議決を経る必要があるため、議案を提出いたします。

契約の内容を読み上げることで説明とさせていただきます。

1、契約の目的、村道久保・秋山線災害復旧工事第2号箇所（明許）。

2、契約の方法、請負契約の一部を変更。

3、契約の金額、変更前、金6,435万円、変更後、金6,377万1,400円。

4、契約の相手方、山梨県南都留郡道志村8209番地、株式会社佐藤工業所、代表取締役佐藤順子。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり決定しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 追加日程第2、同意第1号 道志村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 同意第1号 道志村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてご説明いたします。

令和3年3月31日をもって道志村教育委員会教育長の任期が満了となるので、その後任を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を求める者。住所、山梨県南都留郡道志村3957番地、氏名、佐藤文泰、生年月日、昭和31年11月8日。

以上が道志村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての内容になります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は原案のとおり決定しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 追加日程第3、同意第2号 道志村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 同意第2号 道志村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い欠員が生じたため、次の者を委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を求める者。住所、山梨県都留郡道志村2716番地、氏名、出羽正人、生年月日、昭和28年11月1日。

以上が道志村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての内容になります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は原案のとおり決定しました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（出羽和平君） 日程第33、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長、各常任委員長から閉会中の所管事務の継続調査及び委員会活動を推進するため、研修等実施の申出がありました。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員長、各常任委員長申出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、各常任委員長の申出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することに決定いたしました。

以上で議事は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで長田村長から挨拶の申出がありましたので、お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和3年第2回道志村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9日の開会以来、本日の閉会までの会期中にご提出いたしました議案につきまして、議員各位の慎重なるご審議を賜り、全議案につきまして原案どおり可決、同意をいただき、誠に

ありがとうございました。

議会冒頭の一般質問においてのご質問、ご意見の内容につきましては、いずれも重要で対策が必要な課題ですので、ご指摘を厳正に受け止め、村としても諸課題解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

議決いただきました令和3年度当初予算の執行につきましては、その効果が最大限に発揮されるよう、計画的、効率的な執行に努めるとともに徹底した経費の節減を図り、不用額や節約額については確実に留保することとし、予算の執行に当たりたいと考えております。また、役場庁舎建設事業は、数十年に一度の大型事業ですので、綿密な計画によりスピーディーに進めてまいります。そのほかの案件につきましても、迅速かつ適正な事務執行を行い、村民生活に支障を来さぬよう進めてまいります。

さて、冒頭の挨拶でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染防止に対しましても、国・県と連携し、新型コロナウイルスワクチン接種を計画的に実施してまいります。会期中には、診療所にワクチン保管冷凍庫が設置され、接種体制は整ってきています。今後も感染防止対策を今まで以上に強化し、新型コロナウイルスの感染状況などを考慮する中で、万全な体制を取り、取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

今期定例会におきまして議員各位から賜りました多くの貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の行政運営に活かしていく所存でありますので、ご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。3月議会定例会の閉会の挨拶といたします。

今期定例会、誠にありがとうございました。

◎閉議の宣告

○議長（出羽和平君） これで本日の日程はすべて終了しましたので、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（出羽和平君） これをもって令和3年第2回道志村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後3時56分)

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
